



# 令和6年度 つくば市在宅高齢者福祉事業の御案内

(2024.4月～2025.3月)

※申請にあたっては本人の同意が必要です。 ※入院・入所中の方はご利用できません。

## 助成券事業

### 在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業

内容 紙おむつなどを購入する際の費用の一部を助成します。

助成券は取扱事業所で利用できます。

助成額 1,000円券×24枚

※申請時期により、交付枚数が異なります。

対象者 65歳以上の要介護1～5認定者で、下記のいずれかに該当する方  
(要介護度によって条件が異なります。)

#### ①要介護1～3認定者の場合

市民税非課税かつ排尿・排便において介助などが必要であると認められる方（詳しくは、申請書裏面をご覧ください。）

#### ②要介護4・5認定者の場合

市民税非課税かつ日常生活で紙おむつなどを必要とされる方

※要支援の方は対象になりません。

※同一年度内に障害福祉課の紙おむつ購入費助成事業を既に利用している方は対象なりません。

### ねたきり高齢者理美容料助成事業

内容 理美容店に行けない寝たきり状態の方が、家で理美容を受ける際の費用の一部を助成します。助成券は取扱事業所で利用できます。

助成額 4,000円券×2枚

対象者 65歳以上で、要介護4・5認定者又は寝たきり状態の方

### 高齢者日常生活支援事業(すけっとくん)

内容 日常生活を送る上で、自ら行うことが困難な部屋掃除や草取りなどの軽易な作業を依頼する際の費用の一部を助成します。助成券は取扱事業所で利用できます。

※令和7年(2025年)2月末申請締切

助成額 500円券×12枚

※一世帯につき12枚の交付となります。

対象者 下記のいずれかに該当する方

①75歳以上のひとり暮らしの方

②75歳以上の高齢者だけでお住まいの方

※同一敷地内及び隣接地に親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象なりません。

### あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成事業

内容 あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術を受ける際の費用の一部を助成します。助成券は取扱事業所で利用できます。

助成額 1,000円券×8枚

※申請時期により、交付枚数が異なります。

※一度の施術につき1枚の利用が可能です。

対象者 70歳以上の方  
※健康保険の給付により施術を受ける場合は、助成券を利用できません。

申請時期	交付枚数
4月～6月	8枚
7月～9月	6枚
10月～12月	4枚
1月～3月	2枚

### 在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業

内容 掛け布団・敷布団・毛布の丸洗い乾燥を年2回行います。

代えの布団がない場合は無料で貸出もしも行います。

※令和7年(2025年)2月末申請締切

費用負担 無料

対象者 65歳以上で、要介護4・5認定者又は寝たきり状態などの方

※布団の回収の日時は、クリーニング事業者から電話で連絡いたします。  
連絡のつきやすい電話番号を申請書に記入してください。

### 高齢者タクシー運賃助成事業

内容 外出するときに利用するタクシー運賃の一部を助成します。助成券は取扱事業所で利用できます。

助成額 500円券×24枚

※一回の乗車で3枚(1,500円分)まで利用が可能です。

対象者 下記のいずれかに該当する方

①65歳以上のひとり暮らしの方

②70歳以上の高齢者だけでお住まいの方

③70歳以上で市民税非課税世帯の方

④80歳以上の方(令和6年度から80歳以上の方は世帯の状況に関わらず対象になります。)

※自家用車を運転している方は対象なりません。

※同一年度内に「つくば市障害者タクシー運賃助成事業」又は「つくば市重度障害者ICカード乗車券運賃助成事業」を既に利用している方は対象なりません。

※住民基本台帳上で65歳以上の単身世帯又は70歳以上の高齢者世帯の方も対象になります。

裏面に続きます▶

## 安否確認・その他の事業

### 愛の定期便事業

内容	安否確認・健康保持・孤独感の解消を図るため、乳製品を週に3回まで手渡しで配達します。 ※安否確認が取れなかった際に、様子を見に行っていただける協力員の方が最低一人必要です。
費用負担	乳製品代金の半額
対象者	見守りを必要とする70歳以上のひとり暮らしの方 ※同一敷地内及び隣接地に親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象なりません。 ※宅配食事サービスと併用はできません。

### 宅配食事サービス事業

内容	安否確認や健康保持を図るため、調理や買い物の困難な高齢者に、夕食を希望の曜日に手渡しで配達します。 ※安否確認が取れなかった際に、様子を見に行っていただける協力員の方が最低一人必要です。 ※申請後に調査を行います。
費用負担	普通食1食 400円（生活保護世帯 300円）
対象者	安否確認を必要とし、心身の障害などの理由で調理や買い物が困難な方で、下記のいずれかに該当する方 ①65歳以上のひとり暮らしの方 ②65歳以上の高齢者だけでお住まいの方 ※同一敷地内及び隣接地に親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象なりません。 ※愛の定期便と併用はできません。

### 緊急通報システム事業

内容	急病などの緊急時に迅速・適切に対応するため、ひとり暮らし高齢者に緊急通報機器を貸与します。 ※固定電話または携帯電話をお持ちであれば申請いただけます。 ※有事の際に、利用者宅の鍵を開けてくださる協力員の方が最低一人必要です。 ※申請後に調査を行います。
費用負担	生活保護世帯、市民税非課税世帯：0円 市民税課税世帯：7,560円（年額） ※電話基本料金、通話料金は自己負担になります。
対象者	下記のいずれかに該当する方 ①65歳以上で病弱又は重度の身体障害のあるひとり暮らしの方 ②75歳以上のひとり暮らしの方 ※同一敷地内に親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象なりません。

## 申請に当たっての注意点

### 助成券事業の申請・交付

申請方法	申請書を下記のいずれかの方法でご提出ください。
①窓口で提出	高齢福祉課又は各地区の窓口センターへ
②郵送で提出	高齢福祉課へ
※申請書は	高齢福祉課、各地区の窓口センター及び市のホームページに用意しています。
※代理人が申請する場合、必ずご本人の同意を得てからご申請をお願いします。	
注意事項	・助成券交付は年度内に1回のみとなります。紛失にご注意ください。 ・利用者の資格を失ったとき（入院・入所したなど）は助成券を利用できません。

### 安否確認事業及びその他の事業の申請

申請方法	申請書を下記のいずれかの方法でご提出ください。
①窓口で提出	高齢福祉課へ
②郵送で提出	高齢福祉課へ

※申請書は高齢福祉課及び市のホームページに用意してあります。

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1  
つくば市福祉部高齢福祉課 在宅福祉係  
電話 029-883-1111（代表）

問合せ先